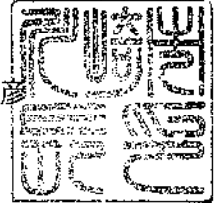


川崎市公告第 227 号

川崎市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年3月31日建設省令第5号）第4条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年1月25日

川崎市長 福田 紀彦



- 1 施行者の名称
川崎市
- 2 事業施行期間
昭和63年9月16日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区
(第1工区)
川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部
(第2工区)
川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部
- 4 土地区画整理事業の名称
川崎市計画事業登戸土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
川崎市多摩区登戸2202番地1
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和63年9月16日
- 7 変更の年月日
令和5年1月11日